

## 農林水産関係設計材料単価決定要領の運用

(総則)

第1条 本運用は、農林水産関係設計材料単価決定要領（以下、「要領」という。）に基づき、必要な細目について定めるものである。

(特別調査単価の調査方法及び調査時期)

第2条 要領第7条にいう特別調査単価の調査方法及び調査時期は下記による。

### 一 調査方法

#### 1 調査対象

物価調査機関に委託する対象資材は、原則として設計書1件毎に同一規格の合計額が100万円以上になると想定される土木工事一般資材とする。なお、同一市町村内の複数工事で同一規格の資材を使用する場合は、その合計額とする。

これ以下の少額のものについては、各事務所で見積りを取る。

\*補足説明：土木工事一般資材とは通常考えられる調査可能な資材で、建築・施設機械工事も含む。

#### 2 調査手続

1) 農林水産事務所長（本庁にあっては事業担当課長）は、調査を依頼する場合は、農林基盤局長（以下、「局長」という。）に依頼書（別紙様式-1）を提出する。

2) 局長は、調査を物価調査機関に委託する。

3) 局長は、結果を依頼者に通知する。

### 二 調査時期（予定）

区分	依頼時期	調査時期	結果通知	適用日	備考
第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降	
第2回	6月末日	9月初旬	9月下旬	結果通知日以降	
第3回	11月末日	3月初旬	4月上旬	結果通知日以降	

大型補正予算に係る工事発注等で臨時に特別調査が必要となった場合は、上表とは別に物価調査機関に委託できるものとする。この場合、農林基盤局長は、依頼時期等を定め、農林水産事務所長（本庁にあっては事業担当課長）に調査の実施を通知する。

### 三 その他

上記調査時期以外に特別調査が必要となった場合は、農林水産事務所長は物価調査機関に委託できるものとする。

なお、工程上等の理由により、やむを得ず特別調査ができない場合は、個別見積単

価を使用することができる。その場合は、本庁担当課と協議し、理由を明確にしておくとともに、見積結果の妥当性を充分検討しなければならない。

(設計単価の区分)

第3条 設計単価のうち、地域ごとに定める単価（以下、「地区資材単価」という。）は、原則として施工箇所が属する市町村の地区資材単価を適用する。ただし、地区資材単価をそのまま適用することが著しく適正を欠く恐れのある場合は、充分検討の上、隣接地域の設計単価を適用することができるものとする。

なお、その場合は事前に本庁担当課と協議しなければならない。

(設計単価の制定時期)

第4条 設計単価は、毎年6月に行った調査に基づいて価格を決定し、7月1日を適用日として制定する。

(設計単価の改定)

第5条 要領第5条2にいう設計単価の改定が必要と判断される場合とは、各月1日時点で、資材単価等が変動する場合とする。

(決裁)

第6条 要領第8条により個別見積単価を決定する場合、見積徴取課内決裁により見積り依頼先及び単価の決定を行うものとする。

(消費税)

第7条 特別の場合を除き、要領に基づいて使用する材料等の単価は、消費税額を含まない単価とする。

(附則)

この運用は、平成15年 4月 1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成17年 7月 1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成18年 7月 1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成19年 7月 1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成26年 7月 1日から実施する。

ただし、平成26年度の設計単価は平成26年3月に行った調査に基づき決定する。

(附則)

この運用は、平成28年 7月 1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成28年10月 1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成29年 9月 1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成30年11月 1日から実施する。

(附則)

この運用は、平成31年 4月 1日から実施する。

(附則)

この運用は、令和5年 7月 1日から実施する。